

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
12月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件) (厚政課)四
 - 地方卸売市場の廃止の許可(ぶちうまやまぐち推進課)四
 - 保安林予定森林(森林整備課)五
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)五
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課)六
- 選管告示
 - 海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数六
 - 政治団体の名称等六
 - 政治団体の異動事項六
 - 解散等に係る政治団体の名称等七
 - 資金管理団体の異動事項七
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等七
 - 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正七



山口県告示第二百七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十二月二十七日から令和二年一月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社仁保庵
住 所 山口市仁保中郷一八五一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社仁保庵
所在地 山口市仁保中郷一八五一番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/時)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 間 隔
一七	一八〇	令和二、 三、六	令和二、 三、八	令和二、 三、八	断 続 一 八 時 間 変 動 な し

備考 「一七」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十七号の豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
一七	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
七・五	七・五	一、六〇〇	一、五〇〇	
八・五	八・五	二、一〇〇	二、〇〇〇	
		二五〇	三〇〇	
		四〇	五〇	
		二二	一九	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート	二〇〇	活性汚泥連	二四時間	概 變 動 な し		(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
活性汚泥処理施設	処理前	六・二	六・二	六・二
	処理後	六・八	七・五	七・五
		一、三三〇	一、五三〇	一、二二四
		一、一・六	二・三	〇・九
		二	二	九・三
		二八五	二六	四六
		〇・四	〇・六	
		一五〇	一八九	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
	六・八	七・五	一・二・六	二・三
			〇・九	二
			九・三	一
			〇・四	〇・六
			一五〇	一八九

山口県告示第二百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十二月二十七日から令和二年一月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市民部環境課において公衆の

山口県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東 須恵三三〇の 一	むべの里診療 所	宇部市大字東 須恵三三〇の 一九	居宅療 養管理 指導	令和元、 八、 一
医療法人樹一 会	山口市駅通り 二丁目一〇番 七号	医療法人樹一 会山口市病院	山口市駅通り 二丁目一〇番 七号	通所リ ハビリ シヨ ン	〃 一〇、 〃

山口県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東 須恵三三〇の 一	むべの里診療 所	宇部市大字東 須恵三三〇の 一九	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和元、 八、 一

山口県告示第二百七十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 2 排水口	排水		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		リン (mg/l)		排水の一日当たりの量 (m ³)		
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最			
七	八・五	六	二〇	六〇	一〇	三〇	二	一〇	一五	二・二	三	三七五	四八五	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

許可番号	開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	廃止許可年月日
農開 第二八号	山口県農業協同組合	山口市小郡下郷二二 三九	山口県農業協同組合 美祢市大嶺町東分三 三四〇の三	美祢市大嶺町東分三 三四〇の三	令和元、 一二月、 五

山口県告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地八坂字堤力浴一〇一七四、一〇一七六、一〇一七七、一〇一八三から一〇一八六まで、一〇一九〇から一〇一九二まで、一〇一九七、一〇一九八、字地徳一〇二〇〇、一〇二〇一
玖珂郡和木町大字瀬田字折木三四九の一、三五二、字若山三五四、三五六から三五八まで、三五九の一、三五九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堤力浴一〇一九七・一〇一九八・字若山三五四・三五六から三五八まで・三五九の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市役所及び和木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

川西三丁目(4)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	川西三丁目	一〇二四〇の一	一	一号
〃	〃	一〇二四〇の二	二	二号
〃	〃	一〇二四〇の三	三	三号
〃	〃	一〇二四〇の四	四	四号
〃	〃	一〇二四〇の五	五	五号
〃	〃	一〇二四九の一	六	六号
〃	〃	一〇二四九の二	七	七号
〃	〃	一〇二四五の一	八	八号
〃	〃	九五六の六	九	九号
〃	〃	九五三の二	十	十号
〃	〃	九五三の三	十一	十一号
〃	〃	九五三		



(二二一) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和元年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成二十九年四月一日から平成三十一年二月十二日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野の一部
〃	平成二十九年四月一日から平成三十一年二月六日まで	〃	大字船木の一部
長門市	平成二十九年四月一日から平成三十一年一月三十日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	俵山の一部

二 認証年月日

令和元年十二月二十七日



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

海 区 名 三分の一の数

山口県日本海海区 一、一六一

山口県瀬戸内海海区 一、四三三

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
自由民主党山口県周南市第一支部	友広 巖	内山 孔二	周南市東山町2番40号	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(自由民主党)の支部	令和元、8
明日のいわくに	森川 敏昭	森重 典夫	岩国市南岩国町3丁目73番1-2号		〃 20

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	異 動 内 容		備 考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党大和支部	熊野 茂公	会計責任者	熊野 茂公	轟 渡	平成31、4、
荒川憲幸後援会	洲村 京子	代 表 者	洲村 京子	谷口 恵美子	令和元、11、20
		会計責任者	洲村 京子	吉田 礼治	
しのだ洋司後援会	河村 達丸	事 務 所	美祿市大嶺町東分3407の26	美祿市大嶺町東分3346の1	〃 〃 /
高木法生後援会	岩山 澄男	代 表 者	岩山 澄男	杉村 龍二	〃 〃 〃

前田晋太郎後援会	前田晋太郎	会計責任者	前田 和義	小林大次郎	〃
----------	-------	-------	-------	-------	---

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
国民民主党山口県参議院選挙区第1総支部	大内 一也	小田村克彦	山口市中央5丁目8番12号	令和元、 9、 11
木村健一郎後援会	近間 純栄	木村 敬子	周南市周陽/丁目4番8号	〃、 11、 1
公志会	木村健一郎	〃	〃	〃
渋谷正後援会	山本 静治	渋谷い、く子	防府市戎町/丁目9番32号	〃、 10、 31

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項の種類の種類	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
酒本 哲也	さかもと哲也後援会	公職の種類	山口県議会議員	下関市議会議員	平成31、 4、 29

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
木村健一郎	公志会	令和元、 11、 1



山口県公安委員会告示第三十二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十七日

山口県公安委員会

表山口県下松警察署の部末武交番の項所管区の欄中「藤光町二丁目」の下に、「西市一丁目、西市二丁目、西市三丁目、せせらぎ町一丁目、せせらぎ町二丁目、せせらぎ町三丁目」を加え、同部下松駅前交番の項所管区の欄中「西柳二丁目」の下に、「西柳三丁目」を、「新川四丁目」の下に、「中島町一丁目、中島町二丁目」を加える。

令和元年十二月二十七日印刷
令和元年十二月二十七日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事